

災害時における応急活動の協力に関する協定書

多摩市（以下「甲」という。）と社団法人東京都自動車整備振興会町田支部（以下「乙」という。）との間において、災害時における、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第64条第2項の規定により実施する応急措置としての障害物の除去、緊急自動車等の整備、オープンスペース提供等の応急活動（以下「応急活動」という。）の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、地震、風水害等により多摩市内で大規模な災害が発生した場合に、多摩市地域防災計画に基づく災害時における応急対策に関し、甲が乙に対して、応急活動に関する協力を依頼するときの必要な事項を定めるものとする。

（協力）

第2条 甲は、多摩市内に災害が発生し甲のみでは十分な応急措置を実施することができないと認められるときは、乙に対して、応急活動の協力の依頼をするものとする。

2 甲は、乙に対し応急活動の協力を依頼する場合は、災害時応急活動協力依頼書（第1号様式）により乙に対して、次の事項を明らかにして、協力依頼をするものとする。ただし、緊急の場合は、口頭で行い、後日災害時応急活動協力依頼書をもって処理するものとする。

- (1) 応急活動の場所
- (2) 応急活動の内容
- (3) 撤去物等が発生した場合の搬送先
- (4) 前3号に掲げるもののほか、応急活動に関し必要な事項

3 乙は、前項の規定による甲からの応急活動の協力依頼に対し、可能な限り、甲に協力するものとする。

（応急活動の実施）

第3条 乙は、甲の協力依頼により応急活動場所に出動したときは、甲の現場担当者の指示に従い協力するものとする。ただし、その指示を受けられないときは乙が自ら協力依頼事項に基づいて応急活動を実施するものとする。

2 乙は、応急活動が終了したときは、速やかにその活動状況について災害時応急活動協力状況報告書（第2号様式）により甲に報告するものとする。

（費用負担）

第4条 甲は、第2条第3項の規定による乙から提供を受けた資機材等に要した費用を負担するものとする。

（請求及び支払）

第5条 乙は、前条の規定により、資機材等に要した費用が確定したときは、経費明細書等を添えて甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の規定による乙からの代金の請求があったときは、その内容を確認のうえ、

その日から起算して30日以内に代金を支払うものとする。ただし、代金の支払に予算上の措置を必要とする場合は、この限りではない。

(災害補償)

第6条 甲は、第3条第1項に規定する応急活動に従事した者について、その者の責に帰することができない理由により死亡その他の事故が生じたときは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第84条第1項の規定による東京都市町村消防団員等公務災害補償条例（昭和63年組合条例第19号）の例によりその損害を補償する。ただし、当該従事者が他の法令により療養その他の給付若しくは補償を受けたとき、又は事故の原因となった第三者から損害賠償を受けたときは、同一の事故については、これらの価格の限度において損害賠償の責を免れる。

(防災訓練等への協力)

第7条 乙は、災害時における業務が円滑に遂行できるよう、多摩市地域防災計画に基づき甲が行う防災訓練等に必要な協力を行うものとする。

(協定の有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、平成20年7月1日から平成21年3月31日までとする。ただし、期間満了の3箇月前までに甲、乙いずれからも申出がないときは、さらに1年間延長されたものとみなし、以後この例による。

(協議)

第9条 この協定の各条項の解釈について疑義を生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議して定めるものとする。

上記協定締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成20年 7月 1日

甲 東京都多摩市関戸六丁目12番地1
東京都多摩市
代表者 市長 渡辺 幸子

乙 東京都町田市真光寺町932番地2
社団法人東京都自動車整備振興会 町田支部
代表者 支部長 老沼 正

第1号様式（第2条関係）

多 第 号
平成 年 月 日

社団法人東京都自動車整備振興会町田支部
支部長 殿

多摩市長

災害時応急活動協力依頼書

「災害時における応急活動の協力に関する協定書」に基づき、災害時応急活動に対する協力について、下記のとおり依頼します。

記

災害発生日時	平成 年 月 日 時 分
災害の状況	
応急活動の場所	
応急活動の内容	
撤去物等が発生した場合の搬送先	
現場担当者	所属 職 氏名
その他	

※連絡先 部 課 担当 電話

第2号様式（第3条関係）

平成 年 月 日

多摩市長 殿

社団法人東京都自動車整備振興会町田支部
支部長

災害時応急活動協力状況報告書

「災害時における応急活動の協力に関する協定書」に基づく災害時応急活動に対する協力状況について、下記のとおり報告します。

記

応急活動 の 内 容	
応急活動 期間及び時間	平成 年 月 日 時 分から 平成 年 月 日 時 分まで
応急活動 の 場 所	
撤去物等が発生した 場合の 搬送先	
労力及び 資機材等 の 状 況	
そ の 他	

※連絡先（担当・電話）